

山口市ケアプラン指導研修事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱による山口市ケアプラン指導研修事業（以下「本事業」という。）は介護支援専門員が個別性の視点を持ち、自立支援に向け適切なケアプラン作成ができるように、作成技術向上のための支援並びにケアプランの事例調査及び指導を行い、介護支援専門員としての自己形成と専門家としての資質の向上を図ることを目的とする。

(事業自体)

第2条 本事業の事業主体は、山口市とする。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内の居宅介護（介護予防居宅介護）支援事業者及び介護保険施設等に勤務する介護支援専門員とする。

(ケアプラン指導研修チームの設置)

第4条 本事業は、保健・医療・福祉の専門家等からなる「ケアプラン指導研修チーム」（以下「研修チーム」という。）を設置し、研修チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) 医師等医療関係者
- (2) 福祉系大学職員
- (3) 看護系大学職員
- (4) 介護支援専門員
- (5) 市関係課職員
- (6) 市長は、その他本事業の目的を達成するため、市長が必要と認める保健・医療・福祉関係機関の現場職員又は学識経験者を出席させることができる。

2 研修チーム員は、市長が委嘱及び任命する。

(事業内容)

第5条 研修チームが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員に対して指導研修内容の企画・立案・評価を行う。
- (2) 研修チームにより介護支援専門員が作成したケアプランを分析・検討し作成上の問題点を把握し、研修に資する。

(3) 研修チームは上記の取組を通じて得た知見を基に、必要に応じて、地域におけるケアプランや介護サービスの質の向上に資する方策等について市長に対して提言を行う。

(会 議)

第6条 研修チームの会議は市長が招集する。

2 市長は、必要であると認めるときは、研修チーム会議に委員以外の者を出席させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市ケアプラン指導研修事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(事業対象者の特例)

3 平成17年度に限り、第3条の規定の適用については、同条中「市内の」とあるのは「合併前の山口市区域の」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。